

## 「魚の国のしあわせ」推進会議 設置要綱（案）

## 1. 目的及び設置

「魚の国のしあわせ」プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）は、国民の「魚離れ」を食い止め、周囲を海に囲まれ、多様な水産物に恵まれた日本に生活する幸せを、5つのコンセプト（味わう、感じる、楽しむ、暮らす・働く、出会う）により、国民の皆様にも実感していただくため、生産者、水産関係団体、流通業者や行政等、水産物に関わるあらゆる方々が一体となって、水産物の消費拡大を推進することを目的とし、プロジェクトの推進のため、「魚の国のしあわせ」推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## 2. 推進会議の事務

推進会議は、次の事務を行う。

- (1) プロジェクトの運営方針の決定
- (2) 推進会議委員からの提案等の実現に向けた検討
- (3) 推進会議委員からの提案等に関する助言及び指導
- (4) (2) の検討のための専門部会の設置

## 3. 推進会議の構成等

- (1) 推進会議は、水産物の生産、加工、流通、販売及び消費等に関する知識・経験を有した者をもって構成する。
- (2) 推進会議委員の任期は平成30年3月31日までとする。ただし、推進会議委員または事務局から申し出がない場合は、任期を1年間延長する。

## 4. 推進会議の開催

推進会議は、6. に定めるプロジェクト事務局が招集する。

- (1) 推進会議は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、持ち回りにて開催することができるものとする。
- (2) 推進会議は、推進会議に出席した委員（(1) のただし書きの場合にあっては全ての委員）の過半数の賛成により議決する。
- (3) 推進会議には、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。
- (4) 推進会議の資料等は原則として公開する。

## 5. 専門部会

- (1) 課題等の検討を行うため、推進会議の決定に基づき、プロジェクトに部会を設置することができる。
- (2) 部会の効率的な運営のため、推進会議及び事務局は、部会ごとに、参加にあた

って条件を付すことができる。

## 6. 推進会議の事務局

- (1) 推進会議の庶務等を行うため、事務局を水産庁漁政部企画課に置く。
- (2) 事務局と推進会議委員との連絡は原則として電子メールによるものとする。

## 7. 責任範囲

- (1) 推進会議及び事務局は、本要綱に定める以外に何らの責任を負わないものとし、プロジェクトの各種取組に参加している者（以下「プロジェクト参加者」という。）間での情報交換、共同プロジェクトの実施、直接商談、取引ないし契約等は、当該プロジェクト参加者が自己の責任において行うものとし、推進会議及び事務局は何らの保証または責任を負わないものとする。
- (2) プロジェクト参加者の違法行為または第三者の権利の侵害が、当該プロジェクト参加者の責に帰すべき事由により発生した場合は、その参加者の責任において一切を処理するものとする。

## 8. 著作権

- (1) プロジェクト参加者が、参加に際し新たに作成した著作物及び従来から有する著作物の著作権については、当該プロジェクト参加者に帰属するが、当該プロジェクト参加者が許諾する範囲内において、事務局及び他のプロジェクト参加者は、これを利用することができる。
- (2) プロジェクト参加者間で共同で本会に参加するにあたり新たに作成した著作物の著作権は、当該プロジェクト参加者は、これを利用することができる。
- (3) (2) に定める著作物中に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物の作成者は、事務局及び他のプロジェクト参加者による使用に支障がないよう必要な措置を取るものとする。

## 9. 知的財産権等

本会の運営に際して新たに生じた発明、考案、意匠、アイデア、ノウハウ等（以下「発明等」という。）に係る権利（以下「知的財産権等」という。）の取扱は、次に定めるとおりとする。

- (1) 発明等に係る知的財産権等は、原則として当該発明等を創作した者に帰属する。他のプロジェクト参加者が当該知的財産権の利用を求めた場合、利用実施の方法等については当事者間で協議して定めるものとする。
- (2) 発明等が共同の創作に係る場合は創作者間での共有とし、その持分その他手続等については共有者間で協議して定めるものとする。

## 10. 個人情報の取扱い

- (1) 事務局及びプロジェクト参加者は、相手方の保有する個人情報の委託または提供を受ける場合、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。そ

の後の改正を含む。以下同じ。)、これに関連する法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報を保護するものとする。なお、本規約において「個人情報」とは、同法第2条第1項記載の意味を有す。

(2) 個人情報の開示者は、当該個人情報の取得、使用等につき「個人情報の保護に関する法律」、これに関連する法令及びガイドラインを遵守するものとする。

1 1. 要綱の改訂

本要綱は、必要に応じて事務局にて改訂し、推進会議委員に報告するものとする。

1 2. 附則

本要綱は、平成25年5月31日から施行する。

平成24年7月31日付け施行の魚の国のしあわせプロジェクト規約及び「魚の国のしあわせ」推進会議設置要領は廃止する。

本要綱の一部改正は、平成29年8月22日から施行する。

## 「わたしたちのファストフィッシュ委員会」設置要綱（案）

### （目的及び設置）

第1条 「ファストフィッシュ（気軽・手軽・おいしい魚食）」商品等を選定し普及させることにより魚の消費拡大を目指し、その定着を図ることを目的として、「わたしたちのファストフィッシュ委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は下記のとおりとする。

- （1） 委員会は、ファストフィッシュ商品の募集に応募された商品の中からファストフィッシュのコンセプトに合致するものを選定する。
- （2） 委員会は、「Fast Fish」のロゴ使用者が適正に使用しているかどうかを監督管理する義務を負う。
- （3） その他委員会の目的を達成するために必要なことを行う。

### （組織）

第3条 委員会は、食品に専門的知見・見識を有する者及び水産物に強い関心を持つ消費者をもって組織する。

- 2 委員の任期は平成30年3月31日までとする。

### （委員）

第4条 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、委員会及びそれに付随する場において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### （委員会）

第5条 委員会は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、第6条に規定する事務局に委員会の招集を委任することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### （事務局）

第6条 委員会の事務局は、水産庁漁政部企画課に置き、委員会の庶務等を処理する。

### （報酬）

第7条 本委員会に係る全ての活動に関し、報酬は支払われない。

### （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定めることとする。

## 附 則

この要綱は、平成29年8月22日より施行する。

## 「魚の国のしあわせ」ロゴマーク利用許諾要領 (案)



### 第1 目的

この要領は、「魚の国のしあわせ」推進会議事務局（以下「事務局」という。）が著作権を有する「魚の国のしあわせ」ロゴマーク（以下「マーク」という。）の使用に際して遵守すべき事項を定めるものです。

事務局は、マークを使用する者が本使用規約を遵守することを条件として、マークの使用を許諾するものであり、第2に規定する登録者がマークを使用した場合には、本使用規約の条件を承諾したものとみなします。

### 第2 マークの目的

マークは、「魚の国のしあわせ」プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の趣旨に賛同し、「魚の国のしあわせ」プロジェクト実証 レジストレーションフォーム」によりプロジェクトを実証するための活動を行う旨、事務局に対して登録している者（以下「登録者」）であることを証明するものであり、プロジェクトを積極的に推進する意思を表明するものとして使用可能ですが、特定の商品及び企業・団体の活動内容を保証するものではありません。

### 第3 マークの使用方法

登録者は、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、名刺、WEBサイト等にマークを使用することができます。

また、マークは無償で使用することができます。

ただし、マークのデザイン、色及び縦・横の比率等は登録者がみだりに改変することはできません。ただし、モノクロを選択することは差し支えありません。

マークにプロジェクトの趣旨を説明する文章を併記する場合には、「水産庁の主唱する魚の国のしあわせプロジェクトに参加しています。」と表記してください。それ以外の文言をマークに併記する場合には、別途、事務局の許可を取ってください。

マークの利用に当たって、必要に応じて条件を付けさせていただくことがあります。

政治団体、宗教法人又は反社会的勢力からの申請は受け付けません。

### 第4 マークを使用する者の義務

登録者は、本使用規則及び農林水産省が定める規則等を遵守するとともに、プロジェクト

トの趣旨に反した使用をしないよう細心の注意を払う義務を負うものとします。また、マークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。

登録者は、第3者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、事務局を置く水産庁漁政部企画課に通報する義務を負うものとします。

登録者は、マークの使用に関する第3者との係争、審判、訴訟等（以下単に「係争等」という。）については対応を事務局と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）は、登録者が負担するものとします。

登録者は、マークの使用に関して第3者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、事務局、水産庁その他の第3者は一切の損害、損失又は責任を負わないものとします。

## 第5 マークの禁止事項

以下のような使用は禁止します。

- 1 募金活動と結びつけた使用
- 2 企業・団体が提供する特定のサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用又は保証をすると誤認させるような使用
- 3 法令又は公序良俗に反すると認められるような使用
- 4 その他プロジェクトの趣旨に反すると認められるような使用

## 第6 マークの不適切な使用等に当たっての措置

登録者が、本使用規定、プロジェクトの趣旨、法令、公序良俗等に反する行為を行ったと事務局が認めた場合、必要に応じて次の措置を順次講ずることとします。

- 1 是正のための改善要求
- 2 警告
- 3 企業名・団体名の公表
- 4 法的措置

## 第7 規約の改定

本使用規約は、事前の通知なく必要に応じて改訂される場合があります。

## 「Fast Fish」ロゴマーク利用許諾要領（案）



### 第1 目的

この要領は、「わたしたちのファストフィッシュ委員会」（以下「委員会」という。）事務局が著作権を有する「Fast Fish」ロゴマーク（以下「マーク」という。）の使用に際して遵守すべき事項を定めるものです。

委員会事務局は、マークを使用する者が本使用規約を遵守することを条件として、マークの使用を許諾するものであり、第3に規定する被選定者がマークを使用した場合には、本使用規約の条件を承諾したものとみなします。

### 第2 マークの目的

マークは、委員会事務局に対し「Fast Fish エントリーシート」により申請を行い、委員会が審査して選定された商品であることを証明するものであり、委員会に選定された商品以外の使用を禁止します。

### 第3 マークの使用方法

「エントリーシート」により委員会事務局に対し申請を行い、選定を受けた者（以下「被選定者」）は、商品のパッケージ、商品に関するポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、又はWEBサイト等にマークを使用することができます。

また、マークは無償で使用することができます。

ただし、マークのデザイン、色及び縦・横の比率等は使用者がみだりに改変することはできません。ただし、モノクロを選択することは差し支えありません。

農林水産省及び水産庁の名称は、使用できません。

マークの利用に当たって、必要に応じて条件を付けさせていただくことがあります。

政治団体、宗教法人又は反社会的勢力からの申請は受け付けません。

### 第4 マークを使用する者の義務

被選定者は、本要領及び農林水産省が定める規則等を遵守するとともに、「「魚の国のしあわせ」プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）の趣旨に反した使用をしないよう細心の注意を払う義務を負うものとします。また、マークの信用又はイメージを損

なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。

被選定者は、第3者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、委員会事務局を置く水産庁漁政部企画課に通報する義務を負うものとします。

被選定者は、マークの使用に関係する第3者との係争、審判、訴訟等（以下単に「係争等」という。）については対応を委員会事務局と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）は、被選定者が負担するものとします。

被選定者は、マークの使用に関して第3者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、委員会事務局、水産庁その他の第3者は一切の損害、損失又は責任を負わないものとします。

## 第5 マークの禁止事項

以下のような使用は禁止します。

- 1 募金活動と結びつけた使用
- 2 企業・団体が提供する特定のサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用  
又は保証をすると誤認させるような使用
- 3 法令又は公序良俗に反すると認められるような使用
- 4 その他プロジェクトの趣旨に反すると認められるような使用

## 第6 マークの不適切な使用等に当たっての措置

被選定者が、本使用規定、プロジェクトの趣旨、法令、公序良俗等に反する行為を行ったと水産庁が認めた場合、必要に応じて次の措置を順次講ずることとします。

- 1 是正のための改善要求
- 2 警告
- 3 企業名・団体名の公表
- 4 法的措置

## 第7 規約の改定

本使用規約は、事前の通知なく必要に応じて改訂される場合があります。



## 2017年度ファストフィッシュ公募要領

### (定義)

- 1 「ファストフィッシュ」とは、手軽・気軽においしく、水産物を食べること及びそれを可能にする商品や食べ方で、今後、普及の可能性を有し、水産物の消費拡大に資するものです。

### (募集する内容)

- 2 「ファストフィッシュ」の定義と合致する商品であって、その取組により魚食拡大効果が見込まれる①水産加工品・調理品等、②調味料、について募集します。また、これまでに選定された商品、今後応募される商品からカテゴリー（キッズ、ふるさと）に合致した①水産加工品・調理品等、②調味料、について募集します。

### (応募方法及び提出先)

- 3 申請者は、別添のエントリーシートに必要事項を記入し、原則としてEXCELファイル又はPDFファイルとして電子メールにて「魚の国のしあわせ」プロジェクト事務局宛に申し込んでください。

応募先及び問合せ先 (E-mail) : [fastfish@maff.go.jp](mailto:fastfish@maff.go.jp) (※「@」は半角にしてください)

(※件名は「ファストフィッシュの申請について」としてください)

### ※注意事項

- ① 応募回数は4に書かれている各期間ごとに1社1回とします(毎期間応募可)。なお、原則としてエントリーシートの追加や差替えは認めません。
- ② エントリーシートの記入方法については別添の注意事項をご参照ください。
- ③ EXCELファイルで提出する際はメールのファイルサイズは2MB以下を目安としてください(サイズが大きすぎると受信できないおそれがあります)。
- ④ エントリーシートに不備があるものは受理しないこともあります。
- ⑤ 審査の過程で、商品のサンプル送付を依頼する場合があります。サンプルの送付方法等については、依頼の際、事務局から連絡いたします(送料は自己負担)。
- ⑥ エントリーシートの受付に際し、事務局から連絡はいたしません。
- ⑦ 国産の水産物を使った「ファストフィッシュ」を扱う企業・団体の方は、第5回Fish-1グランプリ「地域を元気にする国産魚ファストフィッシュ商品コンテスト」への応募の可否について、メールに記載下さい。

参考 : (Fish-1グランプリHP) <http://www.pride-fish.jp/F1GP/ff.html>

(応募期間)

4 2017度は応募期間を2回に分けます。

(1) 2017年 7月21日 から 2017年 8月10日午後5時 まで

(2) 2018年 1月29日 から 2018年 2月 9日午後5時 まで

※ 選定・公表は各回応募締切の3週間後を目安とし、各回の応募期間受付終了後に当該回の公表予定日を水産庁ホームページにてお知らせします。

(選定方法)

5 わたしたちのファストフィッシュ委員会において、選定基準に基づき書類審査を行い、必要に応じて商品サンプルを依頼する場合は試食審査も加味して審査・選定します。

(選定基準)

6 以下の選定基準により選定するものとします。

- |                              |                                      |
|------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 手軽  | ○料理時間、買物時間の短縮が想定されるもの                |
| <input type="checkbox"/> 気軽  | ○日常の食生活において、反復継続して購入することが可能な価格帯であるもの |
|                              | ○ターゲットを明確にした①量目②パッケージ③保存性を有するもの      |
| <input type="checkbox"/> その他 | ○新規需要の開拓の可能性があるもの                    |
|                              | ○品質・食味等の面で独自性があるもの                   |
|                              | ○原材料に特色があるもの                         |
|                              | ○地域振興に資するもの                          |
|                              | 等                                    |

(選定結果)

7 選定結果については、申請者が提出したエントリーシートに書かれているメールアドレス宛にメールで結果を通知し、選定された商品は水産庁ホームページにて選定商品名及び選定者名等を公表することとします。カテゴリー分けファストフィッシュの選定結果については、別途カテゴリー毎に公表することとします。

選定された商品は、ファストフィッシュの優良事例として別添のエントリーシートの内容とともにホームページ等に公表することがあります。